

成定期の評定所

——十七世紀前半の山論・野論を中心に——

はじめに

- 一 法令にみる寛永期の評定所について
 - 二 寛永期の「評定所」
 - (一) 遠江国菌村と須々木村山論出入
 - (二) 会津・越後国境論出入
 - 三 慶安期の評定所
 - 四 明暦期の評定所
- おわりに

はじめに

「評定所に遊女」とは、穂積陳重『法窓夜話』の一節である。まだ訴訟の制度が整っていない当時、私人より願って評定してもらったので、食物なども皆町中より持ち運び、役人への給仕のために遊女を用いたそうである。いまだシステムとして未成立である当時の評定所の状況がうかがえる。

成定期の評定所

エピソードのひとつである。

この時期の評定所について石井良助氏は、「一般的にいつて、江戸時代前半期の職制については不明の点が多いのであるが、評定所についても同様である」と述べている。その上で、『古事類苑』所収の「科条類典」を引用し、寛永八年(二六三)より評定所や、それにあたる制度が成立したのは事実と説明している。また寛永十二年(二六三)一月に「評定衆」が定められ、同年一月二日に評定所で初めて寄合があったとし、また「評定所法式」の内容について一部留保しつつも、明暦の大火により酒井雅楽頭と安藤右京亮の屋敷が焼失したため、以後伝奏屋敷の中を仕切り評定所としたというのは、「信用できるのではないかと考える」と主張している。⁽¹⁾ その他寛文八年(二六六)から「評定所」という呼称が用いられたことも指摘している。

服藤弘司氏は、『国史大事典』の「評定所」の項目の中で、ほぼ石井氏の説をもとに成定期の評定所を説明している。平松義郎氏も石井氏と同様である。⁽²⁾ これは、『古事類苑』所収の史料や『御触書集成』など、根拠と

宮原一郎

する史料が同一であることによる。

また山本博文氏は、島原の乱後の幕政のあり方を検討していくなかで、評定所が単なる裁判機関でなく、いわゆる「鎖国」につながる海外貿易の問題までも議論された最高政策審議機関であると述べている。⁽³⁾ 従来あまり指摘されていない評定所の機能の一端を説明している。

この問題を最も詳細に検討しているのは藤井讓治氏である。藤井氏は寛永期の老中制の形成を検証するなかで、評定所の成立について言及している。勘定頭である松平右衛門大夫正綱と伊丹播磨守康勝の家光からうけた「かんだう」をめぐる指摘の中で、寛永九年から同一二年にかけての寄合の数と場所が、『江戸幕府日記』を用いて表示されている。⁽⁴⁾ 一番多いのは土井利勝・酒井忠勝の屋敷で、全体の三割を超える。しかし、必ずしも場所が一定しない点は注意を要する。重要な点は、寛永二年以降伝奏屋敷で寄合が行われている点にある。

藤井氏は、『江戸幕府日記』寛永二年二月三日条に、「一伝奏屋敷ニ而寄合被仰付之、彼席評定之場ニ被相定云々」とあり、この点を「公の場としての役所が成立したことを意味しており、私的な要素」が払拭されたとして理解している。⁽⁵⁾

成立期の評定所について先行研究を確認したように、その典拠は法令やいわゆる江戸幕府日記など、二次的な領主側の史料に頼らざるをえないのが現状である。質の高い史料に基づくさらなる検証が必要と考える。本論は、山論や野論など在地に残された史料から、この時期の評定所の実態について検証する基礎的な研究である。この時期の評定所については杉本史子氏が、万治元年（一六五八）から同二年にかけての評定所の状況を、伊予・土佐国境論をもとに検証されている。⁽⁶⁾ この点もふまえ、本論の対象は

評定所が成立されたとする寛永期から明暦期（二六三〇年代～五〇年代）とする。⁽⁷⁾

この時期の幕府の裁判制度について、以前裁許状を素材に検討を行った。その結果、寛永一〇年（一六三三）から慶安二年（一六四九）にかけて、幕府から派遣された論所の検使が発給する裁許状のみしか確認できず、三奉行のみが加判する裁許状の登場は明暦二年（一六五六）からで、その形式が定着するのは寛永期以降（一六六一～七二）であることを明らかにした。派遣された検使に関する検討が中心になり、当時の評定所の役割については今後の課題として残されていた。

訴願をどのように裁くかは、幕府の公儀性を獲得するためには必要な課題であった。近世初期ともいべきこの時期に、幕府が在地の訴訟にどのように対応したか、評定所の吟味の実態から、その問題にも迫りたい。

一 法令にみる寛永期の評定所について

まずこの節では、従来典拠にされていた種々の法令などから、成立当時の評定所の状況を再確認したい。

周知のように、『御触書集成』に所収されている寛永二年二月二二日に、いわゆる評定所掛看板とあって評定所に掲げられたものとされる定書が出されたことから、この時期をもって評定所の成立とすることが多い。この内容については後述するとして、他の法令などにこの寛永期の状況を伝えるものが散見される。

例えば「一評定所寄合者、寛永八年之頃より始る、寛永八年二月二日町奉行島田弾正忠宅江老中寄合公事沙汰有り、其以後ハ酒井雅楽頭、酒井讚

岐守、老中宅江寄合有之⁽¹⁾〔科條類典〕『古事類苑 法律部三』七三二頁とある。寛永八年(二六三二)二月に町奉行島田利正の屋敷で寄合の公事が行われ、以後は秀忠年寄の酒井忠世、家光年寄酒井忠勝などの年寄宅で寄合が行われた。

また、元和年間から寄合が行われたとするものもある。「元和年中之頃者、公事訴訟酒井雅樂頭宅ニ而裁断有之由、明暦三年大火にて酒井雅樂頭宅類焼之節、竜之口伝奏屋敷無別条候付、大火以後ハ伝奏屋敷之内仕切、公事訴訟御老中方、寺社奉行、大目付、町奉行、勘定奉行出座ニ而裁断」と、元和年間(二六一五〜三三)には酒井雅樂頭忠世宅で吟味が行われていた。⁽⁸⁾しかし、明暦三年(二六五七)の大火でその屋敷が類焼したので、以後は伝奏屋敷で、老中といわゆる三奉行で吟味が行われたとする説明もある。これは享保四年(二七一九)二月二六日に、評定所一座がその沿革について老中の水野和泉守忠之へ差し上げたものである。この覚の末尾には「尤承伝候覚迄ニ而、耽と書留等有之儀ニ而は無御座」と断っている。享保二年正月に評定所が火事で焼失した直後であり、この記載はあくまでも伝聞と理解すべきだろう。

この覚を踏まえて、『徳川禁令考』には「伝奏江出るとは、于今町方等申候、左すれば明暦大火後当分之事ニ無之、元之評定所ハ伝奏屋敷之内と相聞候」とある。この記載は宝暦期に評定所留役を勤めた江坂孫三郎正恭によるもので、既に江戸時代において明暦大火以前から伝奏屋敷に評定所が設置されたと認識しているのは興味深い。藤井氏が明らかにした評定所の設置場所について、早くから伝奏屋敷にあったと理解していたようである。⁽⁹⁾

それでは寛永一二年一二月一二日の定書を検証しよう。これは「評定所

掛看板」とも称されるもので、この以後將軍の代替ごとに出されたものである。山内家文書によると、この定書は既に早くも同年一月一〇日には出されていたようである。⁽¹⁰⁾

(史料一)

定

- 一 寄合之式日、毎月二日十二日廿二日、若 公儀之御用有之て、式日及延引は、翌日可為寄合事
- 一 評定衆寄合場え卯刻半時罷出、申刻可有退散事
- 一 寄合場え役所之外一切不可参向、勿論音信停止事
- 一 公事人老人若輩并病者之外、介添停止事
- 一 公事罷出もの、縦御直参之輩たりといふとも、刀脇差帯すへからさる事
- 一 公事人親類縁者知音の好たりといふとも、評定衆於寄合場取持へからさる事
- 一 遠国より参候公事は、在江戸久次第可承之、当地之公事は其日之帳之先次第に可承事
- 一 附不承して不叶儀、急用は各別事
- 一 公事不審かくる儀ハ、其筋之役人可勤之、惣座中よりも無遠慮存寄之通可申事
- 一 公事裁許以後其筋之役人公事之しめ留書可致之、伊豆守・豊後守・加賀守、其日之公事之とめ書写させ可被申事
- 一 公事其日に落着無之候ハ、其評定衆翌日寄合可被申付、不相濟儀は、年寄中え談合仕、可致言上事
- 一 公事役者之所ニて承候内、寄合場え可出公事におゐてハ、証文・証

表1 寛永12年(1635)裁判管轄表

番号	内 容	担 当
1	国持大名御用・訴訟	老中土井利勝・大老酒井忠勝・老中松平信綱・同阿部忠秋・同堀田正盛
2	旗本・諸奉公人御用・訴訟	若年寄土井利隆・同酒井忠朝・同三浦正次・同太田資宗・同阿部重次
3	金銀納方	老中酒井忠世・留守居松平重則・同牧野信成・同酒井忠吉・同杉浦正友
4	証人御用・訴訟	老中酒井忠世・留守居松平家信・同松平重則・同牧野信成・同酒井忠吉・同杉浦正友
5	寺社方御用・遠国訴人	寺社奉行安藤重長・同松平勝隆・同堀利重
6	町方御用・訴訟	町奉行加々爪忠澄・同堀直之
7	関東中代官百姓等御用・訴訟	勘定頭松平正綱・同伊丹康勝・同伊奈忠治・同大河内久綱・同曾根吉次

註：『御触書寛保集成』一二より作成。

跡相揃出之、無滞様可有之事

一為過怠籠舎之者、評定衆相談之上日数を定、其日限相済候ハ、籠

より可出事

附預ヶ者長々敷不指置、急度遂穿鑿可濟事

一裏判并召状をうけ遅参之者ハ、其所之遠近を考、日数を積、軽重に

より、或籠舎或可為過料事

右條々可被相守者也

寛永十二年亥十二月二日

讃岐
大炊

この史料は老中である酒井讃岐守忠勝・同土井大炊頭利勝が、評定所の構成員たる「評定衆」へ与えたものである。⁽¹⁾この定書について、私的な要素を強くもった年寄の屋敷から「評定所」へ寄合の場が移動したことで、その要素が払拭された⁽²⁾と藤井氏は指摘する。

ここで注目する点は、この法令中に「評定所」という文言が使用されていない点である。文中の文言では「寄合場」という表現で合計四ヶ所に用いられている。この時期にはまだ「評定所」という呼称に定着していないことがわかる。とかくこの史料をもって、評定所の成立とするものの、必ずしも「評定所」という言葉が使われていない点は注意を要する。

またこれに先立つこと同年一月一〇日に、幕府の裁判管轄についての法令が出されている(表1参照⁽³⁾)。国持大名や旗本、寺社方・町方・関東中の地方などの御用や訴訟の担当者が明確に規定された。担当すべき御用・訴訟について規定しているが、その職名の成立は不十分で、まだ個人がどの御用・訴訟を取扱い支配するかという側面が強く残ると藤井氏は指摘している。⁽⁴⁾評定所の成立と合わせて、合議により御用や訴訟にあたるべきも

のと理解することができよう。

二 寛永期の「評定所」

(一) 遠江国蘭村と須々木村山論出入

それでは、実際の争論の記録類から、当該期の評定所の実態などについて検証しよう。寛永一一年～同一四年(一六三四～三七)にかけて、遠江国榛原郡蘭村と須々木村山論出入(静岡県牧之原市)を素材にしよう(一件の経過は表2を参照)。

まず同一一年一月一三日に、蘭村より支配代官遠山六左衛門直定へ訴えが出され、「遠州一円之御奉行」(国奉行)である高室四郎左衛門昌重の御前において対決が行われ、その結果須々木村の主張が認められる。この対決には、同じ遠江国内の代官である米倉栄太夫(平大夫重種)・秋鹿長右衛門(長兵衛朝正)・遠山六左衛門が同席した。

その後同月の二〇日過になると、蘭村の般若寺から論所山は朱印地の一部であると高室へ訴える。高室は「御朱印之儀御天下方外ニ而取沙汰無之候、其方山ニ而候ハ、此方取沙汰不致候」と仰せられ、以後は江戸へと訴訟の場が移行した。

翌寛永一二年三月七日、町奉行加々爪忠澄・同堀直之・勘定頭伊奈忠治・同大河内久綱により吟味が行われた。四月九日には、また加々爪以下四名による吟味があり、その結果論所は須々木村とする裁許が下された。同月一七日には、伊奈・井上新左衛門・勘定頭曾根吉次・代官高室昌重による三度目の「御寄合」、蘭村側は般若寺も五郎右衛門とも、「まけ」で

訴えは退けられた。

以上のように、江戸での対決は三回あり、その結果高室の裁定と同じく、須々木村へ「理運」を命じる結果となった(江戸御奉行所にて西三度之遂対決候へ共、須々木村理運ニ被仰付候意)。またこの江戸での対決を「加々爪民部様江御寄合ニ而対決仕」と記されている。この史料からも明らかのように、この一件が江戸の町奉行所で吟味が行われていることがうかがえる。

また、寛永一二年一二月の裁判の管轄を示した法令から考えると、この一件は遠江国の幕府領で、寺社がらみの出入であるので、「寺社方御用并遠国訴人之事」に該当し、安藤重長・松平勝隆・堀利重の寺社奉行の三名が担当するところである(表1参照)。しかしこの一件は、町奉行の加々爪・堀の二名と、「関東中御代官方百姓等御用訴訟」を担当する勘定頭の伊奈

表2 遠江国榛原郡須々木村と蘭村山論経過表

番号	年月日	内 容
1	寛永11.11.13	遠州惣代官(国奉行)高室らの御前で対決し、その結果須々木村が「勝ち」に。
2	寛永12.3.7	町奉行加々爪・同堀・勘定頭伊奈・同大河内の前で対決。
3	同年 4.9	同四人衆の御尋の結果、論所は須々木村との裁許が下る。
4	同年 4.17	伊奈・井上新左衛門・勘定頭曾根・高室の穿鑿の結果、蘭村と般若寺が「まけ」に。
5	寛永14.9.12	伝奏屋敷で、老中阿部忠秋・寺社奉行安藤重長・同堀・勘定頭伊丹康勝・同松平正綱・同伊奈忠治・同曾根吉次・「城 越中」(該当者不明)らによる吟味の結果、須々木村の主張を認める裁許が下る。

註：『相良町史 資料編近世(二)』238頁より作成。

と大河内が担当しているのは、遠江国が徳川領国内との認識の上での処置と想定された可能性を示す興味深い事実である。

この一件で注目すべき点は、寛永一二年三月から四月という吟味が行われた時期である。先述の寛永一二年一二月に出されたいわゆる「評定所掛看板」の出される以前における裁判の様子がうかがえる。つまりこの一件は、石井氏などが指摘する老中宅の吟味ではなく、町奉行所で吟味されたことが指摘できる。先述の寛永八年に町奉行の鳴田の所で寄合が行われたとする記載が、むしろ真憑性をもつと考えられよう。また寺社領の出入にもかかわらず町奉行や勘定頭の寄合で吟味されている点も注目できる。またそれを裏付けるように、慶長一二年(一六〇七)から寛永一二年(一六三三)までの目安裏書には、ほぼ全てに町奉行が加判していたが、その後承応三年(二六五四)まで見られなくなる。関東地域全般の訴訟を受け付ける場であった町奉行の職掌が、寛永一二年を境に変化した状況がうかがえる。この一件はこれだけで終わらない。二年後の寛永一四年(一六三七)になると、般若寺の東堂と藺村百姓五郎右衛門が再び江戸へ下り、奉行所へ訴状を提出し、「こく判を申うけ」と目安裏書を得て、再び須々木村を争いに巻き込む。

(史料一)

(前略)

一其後又式三年過、般若寺東堂・その村五郎右衛門又江戸へ下り、御奉行所へ目安をさし上候、こく判を申うけ候ニ付、又六郎右衛門も江戸へ下り、御奉行衆御寄合の所、てんそう御屋敷と申所へ罷出対決仕候寛

寛永拾四年丑ノ九月十二日あさ四ツ巳之刻ニ、般若寺之東堂と対

決仕候へ共、前々のことく、す、き村へ又被仰付候、其上東堂を
は島へなかし可被成様ニ、御奉行衆御相談座候を、いろく御
訴訟申上国へ被帰候

一此時御さはき被成候御奉行衆ハ

一安藤右兵衛様 是ハ寺社御奉行衆也

一城 市之正様 同

一松平出雲様 同

一阿部文後様 御年寄衆

一伊丹はりま様 御年寄衆

一松平右衛門様 同

一伊奈半十郎様 同

一曾根源左衛門様 同

一城 越中様 同

一其外御目安よみてゑき殿と申人

右九人之御奉行衆御まへにて、御さはきをうけ申、大沢山之儀す、き

村山にて御座候間、般若寺も藺村之者とも少もかまいあるましくと被

仰付候、御天下御帳ニも此山之儀ハ、寛永拾貳年亥ノ四月十七日、又

寛永拾四年丑ノ九月十二日と御帳ニ付申候、右九人之御奉行

所御帳ニ御座候、殊ニ山之ゑづ可着候、般若寺御奉行御代官へ之返

状、御奉行所・須々木村へ被下候、為後日如此書き申候

寛永拾四年丑ノ九月十三日 増田六郎右衛門

(後略)

この史料は須々木村の百姓が残した記録であるため、人名など一部正しくないものも見られるが、特に注目する点は、その対決の場である。この

史料から「てんそう御屋敷」という場所で、対決の行われたことが明らかとなる(傍線①)。

またこの寄合に参加した奉行は、上位者から見ると、老中阿部忠秋・寺社奉行安藤重長・同堀利重・勘定頭伊丹康勝・同松平正綱・同伊奈忠治・同曾根吉次⁽¹⁶⁾ら九名の奉行の名前が記載されている。町奉行が見られないものの、これはほぼ評定所の構成員のメンバーと同じであろう。これらのことから察するに、「てんそう屋敷」は伝奏屋敷のことで、既に『徳川禁令考』で指摘されている通りに、既に寛永一四年の段階で伝奏屋敷の中や側に評定所があったと判断できるだろう。

次にこの伝奏屋敷での吟味の模様を検証しよう。

(史料二)

又元年過寛永拾四年丑ノ九月上旬ニ般若寺江戸下り、天惣御屋敷ニ而
同十二日ノ朝四ツ過ニ万御尋被成候ニ付、す、き村百間之しほやき共
前々方比山江米三石ツ、年々納、薪かり、しほをやき、しほ御年貢も
上申候と申上候へ者、御尋ニ其山者木山ニ而薪もたくさんニ有かと御尋
被成候、木之儀ハ志本も無御座候、薪もしほやき共毎日かり申ニ付、
しば草計御座候と申上候事

御相談被成候様者、兎角此住寺者此ま、ニ而置れす候、代官・国奉行
尋之時も、此山ニかまわぬと状之返事故、其上百人之しほやきつふれ
申儀ニ者、ふかきとかと御相談被成候を、たうとうきかれん方につけ
申候、其時す、き村庄屋申上候者、本方かまい無之候へ共、蘭村百姓
共般若寺御朱印山と被申上候ハ、寺山ニ成申候間、是悲被申上候へ、
又被申上間敷候ハ、且那成申間敷と申故、所そたち之出家旦那迄ニ
申上候と申候へ者、御年寄中御意被成候様者、其儀なれば此住寺ハ

成立期の評定所

てくのぼうニ而、人ニまわされ候と被仰候、其上名主国江帰り候へと
被仰候、其時曾根源左衛門様・伊奈半郎様御両所御座敷江御召出シ、
御兩人様御意被成候者、大沢山之儀如跡々之かり、しほおやき・山年
貢も前々之通御帳ニも被成候間、国江帰り候へと御意被成候、其上高
室四郎左衛門様般若寺之御状之返事 御公儀様方す、き村江被下候
事

寛永一四年九月一二日四つ時(午前一〇時ころ)より伝奏屋敷で吟味が開
始された。誰が訴答へ尋問しているのかは不明だが、御尋の上で返答する
など吟味の様子がうかがえる。特に論所山が朱印地となれば、一〇〇人の
塩焼き渡世のものが潰れ、それは「ふかきとか」と重い科になると、評定
所の奉行らが住職を教え諭している部分は興味深い。そして何度も訴えを
起こした般若寺住職の処分は、遠嶋を命じることで奉行衆の評議はままと
まっていたが、結局は国へ帰るということで落ち着いたようである。傍線に
ある通り、曾根と伊奈が残りの処置を行った。

既に寛永期の段階から、このような奉行と訴答の尋問により、裁判が行
われていたことが明らかとなる。

(二) 会津・越後国境論出入

次に、寛永一十九年(一六四二)―正保三年(一六四六)における、会津・越
後国境争論(福島県松枝岐村・新潟県魚沼市)を例に検証しよう。

ことの発端は越後高田藩領で開発した銀山について、寛永一十九年四月二
六日に会津領内(加藤式部少輔領分)の伊南・伊北領九ヶ村の百姓から自村
の領域内とする訴えを、江戸の奉行所へ提起したことによる。

表3 正保2年(1645)会津・越後国境論經過表

番号	月日	内 容
1	4月5日	勘定頭伊丹康勝のところへ行き、境目は越後領に決定した旨を聞く。
2	4月13日	寺社奉行安藤重長・松平勝隆・勘定頭伊丹康勝と会う。早期の論所裁許を願う訴状を「御奉行様」へ提出。
3	4月22日	「御公儀様御奉行所」へ行くものの、紀州藩主への振舞のため「御寄合」はなかった。
4	5月2日	「御公儀様御寄合場」へ行くものの、帳面に記載せず帰る。
5	5月12日	「御寄合」へ行き、3番目に「御帳」に付け、寺社奉行安藤の吟味を受ける。しかしこの件は、論所を見分した大目付宮城和甫が詳しいとして、安藤は同席した宮崎へその書付を渡す。宮崎は今後「御寄合」へくる必要のない旨を申し渡した。
6	5月27日	安藤のところへ行くものの、先日申し渡したとおり、「寄合場」へ来るのは無用と申し渡される。
7	閏5月2日	宮城の所へ行き、「是下々ニテ相済候事ニハ無之」と、重て「御寄合場」へ来ることは無用と申し渡される。
8	閏5月4日	伊丹のところへ行き、宮城と相談の上で間違いなく「言上」するので、そのことを納得するよう申し渡される。
9	閏5月16日	宮城と伊丹のところへ行き、「御尋」次第言上するとの返答をうけ、江戸に詰めていても埒が明かないので、早々に帰国するよう申し渡す。

註：正保2年(目黒彦兵衛江戸出府日記)『小出町歴史資料集 第三集(近世銀山編)』54~57頁より作成。

その目安には、同年六月四日の日付で、町奉行堀式部直之・寺社奉行松平出雲守勝隆・同安藤右京亮重長らの目安裏書が付された。この六月四日の目安裏書には、「如表書目安指上候間、来七月中に致参府可遂対決候、若於遅滞ニ可為曲事候者也」と、七月中に江戸へ来る事が命じられた。⁽¹⁷⁾

その後、吟味が行われ、寛永二〇年(一六四三)の春に論所を見分する検使を派遣するので、「先可罷帰之旨被仰付」たが、同年五月になってもまだ検使が来ないため、早急の検使派遣を要請する訴状が越後国側より提出されている。その後、どうやらその年に検使が派遣されたようで、勘定頭伊丹と大目付宮城らが論所の見分を行った。

しかし二年経過した正保二年(一六四五)になっても裁決が出ず、銀山の開発が出来ず迷惑として、早期の裁決願を越後側より提出されている。以後正保二年における越後国魚沼郡百姓惣代の出府記録から、この後の吟味の経過を検証しよう(表3参照)。

三月二三日に国を出た惣代たちは、四月一日に江戸へ到着し、そのまま高田藩の屋敷へ行く。同三日には「御訴訟ノ御書付御広間にて五郎左衛門様被為成候、御用筆高梨加兵衛書被申候、同御相談中川采女様・津田左門様」とある。訴状が藩主導で作成された状況がうかがえる。本来「百姓公事」の原則ではあるが、積極的に藩が訴訟に関わっていた様子が明らかとなる。

その御書付を受け取って、同年四月五日には勘定頭伊丹康勝と会う。国境については、検使が派遣されて若松で申し渡したとおりに、論所は越後国であると答える。銀山については、「会津方罷帰万事御老中を以申上候ニ、重而御直ニ御尋可被為成之旨被仰出候、其節拙者煩申ニ付て、御尋次第被仰上候へ」と、絵図目録共ニ越前殿へ相渡置候へ共、于今御尋無之候」と、

老中から將軍への諮問の上で裁許を下すと伊丹は返答する。

また伊丹は「其絵図目録請取御用筆べやニつるし置候、我等油断に而も無之」と、論所の絵図を御用部屋に吊しており、この一件を失念しているわけではないと答え、国許へ帰るよう述べている。場所については明示されてないが、伊丹の屋敷のようである。

同月二三日には、寺社奉行安藤・松平・勘定頭伊丹に会い、早期の裁許を願う訴状を提出する。先述のように寛永二〇年に論所を見分したあと、およそ二年近く放置したことになる。安藤らと会った場所については記載がなく、詳細は不明である。

翌月五月二日には、「御公儀様御寄合場」へ行くも、「帳ニも不付よせられずして罷帰」と、帳面にも付けず帰る。

(史料四)

一同十二日 御寄合へ罷出其日三番目ノ御帳ニ付、則罷出書付を指上御せう之由申上候へハ、右京様書付を御請取御披見、是ハ宮城越前殿御存知之儀ニ候とて則越前殿へ御渡、越前殿書付御取御披見、是ハ我々委存候事ニ候、書付迄不及候、重而ハ御寄合へも罷出候事無用ニ候、是方左右を可申由被仰候、其時御座敷ニ御座成られ候御方様、越前殿関東御仕置ニ御廻其言上御次而能時分之由両度迄被仰候、其段采女殿申上候へハ、則日光へ御飛脚被遣候

上記の史料は、同月一二日の「御寄合」つまり評定所での吟味を記した部分にあたる。冒頭に「三番目ノ御帳ニ付、則罷出書付を指上」とある。この「帳」とは、評定所で吟味を受け付ける帳面で、その受付順で吟味が行われたようである。まず寺社奉行安藤が「書付」(訴状か)を取り上げて

一瞥した上で、それを事情をよく知る大目付宮城越前守和甫へ渡している。宮城は、この件は承知しているとして、「重而ハ御寄合へも罷出候事無用」と返答した。

同月二七日に、寺社奉行安藤のところへ行き再び面談するものの、先日「御寄合場」で命じられたとおり、「重而寄合場へ罷出候事無用」と申し付けられる。それにもめげずに翌月の閏五月二日は、宮城のところへ行くが、この一件は「下々ニて相濟事」ではないので、重ねて「必御寄合場へ罷出候事無用ニ候」と再び言い渡される。その後も何度か宮城や伊丹らのところへ行くが、結果はみな同じであった。

少し冗長に見てきた部分もあったが、この記録の中で実際の評定所における吟味は一回で、その他は奉行宅へ直接訪問し面談している。まず興味深いのは、「寄合場」という呼称である。「御」や「場」の有無などの細かな差異はあるにしても、先述の(史料一)で検証したように「寄合場」の呼称が、村側の史料からもその使用が確認できた。

また評定所での吟味とは別に、それぞれの奉行宅へ訴訟人が出かけ、そこで吟味が行われている様子も明らかとなった。

そもそもこの一件は、訴訟の手續き論からみると、既に訴状が評定所で吟味され、検使の派遣も済み、あとは裁許が下るのみという状況にあり、本来であれば、再び訴状を提出して吟味するということではない。にもかかわらず、訴状が取り上げられ、評定所で吟味が行われるというのは、この時期特有なあり方と言えるだろう。

將軍の親裁を仰ぐという事情はあるにしろ、論所見分から二年にもわたりに放置された一件ということも、この時期の公事のあり方を象徴するものといえよう。この一件は、正保三年三月一四日に裁許状が下されて決着を

みた。⁽¹⁹⁾

以上、寛永期の二つの山論から、確認した点をまとめよう。

まず評定所の呼称については、寛永期ではまだ一般的でなく、「寄合場」などと表されることが多い点を明らかにした。またその場所についても、藤井氏が既に指摘したように、寛永一二年段階では町奉行宅で行われていたのが、同一四年には伝奏屋敷で行われた様子も確認できた。

また評定所における実際の吟味の様子や、伝奏屋敷以前と以後の評定所の構成員などについても明らかにした。

一見すると複数以上のメンバーで審理が行われており、公正な裁判が行われたようであるが、親類を「御ひいき」する奉行も存在したようである。
(史料五)

(前略)

如此返答書之下書仕江戸へ罷登候、然所ニ此節地方御奉行伊丹順齋様ハ興津内記様之御しうとニ而御座候而、内記様ハ諸事ニ御かまい不被成候御生付故、惣而之事順齋様へ窺、内記様御屋敷之事順齋様御差函を以諸事取計ひ申候由、新宿より順齋様へ申上候様ハ、本宿ニ市立候而ハ天方主馬様御知行所計之為ニ成、興津内記様百姓のためニ成候儀無之候、名主次郎右衛門自分之為計存、新宿御知行所之大勢之百姓潰候企仕候由申上候ニ付、則次郎右衛門興津内記様御屋敷ニ而押込られ申候、如此之わけニ而順齋様新宿ヲ御ひいき被成候故、此節之出入理運ニ難成候半ニ存、御公儀様へ出不申、御屋敷御扱ニ而相済双方罷帰申候

これは寛永二十一年(二六四四)下総国香取郡佐原村本宿と新宿(千葉県香取市)における市出入の本宿側の記録である。⁽²⁰⁾ 新宿から訴状が提出されたの

にともない、本宿側では返答書を準備し江戸へ来た。しかし、新宿の領主である興津内記忠行(書院番士)は、勘定頭伊丹康勝の實の息子にあたり、伊丹が興津の知行百姓をひいきにするため、本宿側は「御公儀様」へ出ても有利な裁許が出ることは難しいと判断し、最終的には領主の内済で済ませている(傍線)。

本宿側の記録であり内容の真偽は保留すべき点もあるが、審理の過程で本宿側の名主が領主の屋敷での謹慎を命ぜられるなど、何らかの「御ひいき」があったことは窺える。

関連史料に乏しく、この吟味が評定所で行なわれたのか定かではない。しかし寛永末年当時、各奉行のもとでの審理はこのように人的な要素が色濃く出ているところも特徴であった。

三 慶安期の評定所

管見の限り「評定所」という呼称が使われた幕府法令の初見は、慶安五年(二六五二)五月の「一此以前も公事ニ罷出、さはき申付候処、重て理もなき儀申出ニおゐてハ、急度籠舎可申付候、併右ニ相かはり申出不叶儀候ハ、御評定所えうつたへ可申候、以上」という法令である。⁽²¹⁾

また目安裏書に「評定所」の文言が現れる初見は、管見の限り承応三年(二六五四)一〇月である。⁽²²⁾ 以降必ずしも常に「評定所」の文言が記載される訳ではないが、寛文期以後定着するようである。どうやら一六五〇年代になると、「評定所」という呼称が用いられるようである。

この時期の評定所について、慶安三年(二六五〇)相模国鎌倉郡片瀬村弁天社別当岩本院宿泊者出入(神奈川県藤沢市)から、その審理過程を追って

みよ。

(史料六)

覚書之事

一慶安三年於 御評定所御裁許被 仰付候留メ書左之通

一江嶋獵師町之者共古来有無之所ニはたこやを致、導者を猥に引留メ候ニ付、山上之別当致衰微候故御訴訟申上候処ニ、九月七日御評定

所江双方被 召出、御穿鑿之上、拙寺方ニ北条家氏昭公掟狀・太閤

御札札・其外古証文共逐一被遂御披見候間、江嶋之儀者岩本支配ニ

紛無之候、然上者町之者共破古法、新儀ニはたこや致候処紛無之候、向後急度はたこやを相止メ、導者貴賤によらず猥ニ留メ申間敷候、

若大名・高家參詣之砌、下々旅宿之儀者別当方下知申候ハ、此儀ハ致宿可申候、其外内証ニ而猥ニ致間敷候、參詣之導者ハ別当可為支

配候、并町之内拾四五人札を賦り来り候分ハ、如有来札を賦り可申

候、又札を賦り来り候而弁才天江何之奉公も不致由不届ニ候、此

段茂向後ハ似合之奉公可仕候、若奉公も不仕、猥ニ導者など留候

ハ、札賦り候儀別当方停止可申付旨、双方江被 仰渡候

② 一御評定所御連衆松平出雲守様・安藤右京進様・神尾備前守様・朝倉

行朝倉在重 (大目付宮城和甫) (勘定頭曾根吉次) (同伊丹勝長) (留守居杉浦正

石見守様・宮城越前守様・曾根源左衛門・伊丹藏人様・杉浦内藏允

様・酒井紀伊守様、此外御同座之御衆佐野主馬殿・杉田九郎兵衛

殿、此御連衆中御穿鑿之上、右之通双方江被仰付候

慶安三年寅年九月七日

これは慶安三年(一六五〇)相模国鎌倉郡片瀬村の江島弁天社の別当岩本院と江ノ島獵師町(神奈川県藤沢市)の間で争われた、參詣者の宿泊をめぐる評定所で下された裁許の覚書である。三奉行と大目付・留守居がこのと

成立期の評定所

表4 慶安3年(1650)9月7日 評定所参加奉行衆

番号	役職	名前
1	寺社奉行	松平勝隆
2	同	安藤重長
3	町奉行	神尾元勝
4	同	朝倉在重
5	大目付	宮城和甫
6	勘定頭	曾根吉次
7	同	伊丹勝長
8	同*	杉浦正次
9	同*	酒井忠吉
10	勘定組頭	佐野正周
11	同	杉田直昌

註：杉浦と酒井は留守居と勘定頭を兼帯している。

きの評定所の構成員であったことがうかがえる(傍線②、表4参照)。そして北条氏照や豊臣秀吉の制札などの証拠文書がすべて、評定所で披露されている様子が明らかとなる(傍線①)。その上で江ノ島は別当の岩本院の支配であることを踏まえ、町の者が古法を破り、新規に旅籠屋などを建てる事が禁止された。そして配札の者へ弁財天へ奉公すべきことも命じられた様子がうかがえる。

関連史料に乏しく、ここでは奉行衆らが申し渡した裁許の内容についてしか明らかにしえない。ただ、この史料では「評定所」の文言を使用している点が確認できる。また慶安期以降評定所の奉行衆らの加判する裁許状が下され始めるが、この一件は口頭のみ裁許であった状況がうかがえる。そのためこの様な覚書という形をもって、裁許で確定した内容を残す必要性があったと考えられるだろう。

四 明暦期の評定所

最後に伊豆国における事例から、明暦期の評定所の実態について検証し

よう。対象は伊豆国田方郡原木村と多田村（静岡県伊豆の国市）における水論出入一件である（表5参照）。訴答とも幕領の代官支配（原木村：伊奈忠公・多田村：江川英利）である。

既にこの時期については、少し後になるが万治期の評定所の状況について杉本史子氏が明らかにしている。その一件は国境をめぐり、伊予伊達家と土佐山内家という大藩同士の争論が対象となっている。当時の評定所を検証する素材として、少し特殊な事例である点は否めない。そのような点からも、同じ幕領同士ではあるが、通常の村落間争論から評定所における吟味の状況を見るのは有効だと思う。

この一件は、承応四年（一六五五）二月九日にまず勘定頭伊丹宅で吟味が開始され、原木村は絵図を提出している。記載はないが返答書も一緒に提出したと考えられる。同月一八日には村越宅で曾根・伊丹とすべての勘定頭が集まり、吟味の結果原木村の主張を認める裁許が下された。その後ふたたび多田村が訴え六月には吟味が行われている。特徴としてこの年はすべて勘定頭レベルの吟味である点が指摘できる。それは、原木村・多田村が幕府代官の支配所であるためであろう。そのためか勘定頭による吟味は「御寄合」と表現されている。後年によく散見される担当奉行のみによる内寄合の初発と見なすことができよう。

翌明暦二年三月九日には昨年論所を見分した手代とともに曾根が吟味する。「伊丹蔵人様・村越治左衛門様御役入之由ニ而御出不被成」と書かれ、曾根のみで吟味が行われている。他の勘定頭の不在があえて書かれていることから、本来は勘定頭が全員参加して寄合の行われた状況がうかがえる。

同一二日「大寄合御評定所」では、老中阿部忠秋が参加するものの、「内々ニ而聞候而済シ可申と源左衛門様・兵蔵様江被仰付、御聞不被成罷帰

り候事」と曾根・伊奈忠公へ命じるのみで、阿部は吟味を聞かずに帰ってしまった。「大寄合」に老中が参加し、その運営を主導している点と、場合によって老中は話を聞くことなく、関係者へ内々で済ませるよう指示するのみであったことが明らかとなる。

同一六日は、提出した絵図と「目安」が曾根から伊奈忠公へ返却され、「大寄合」へ提出するよう申し付けられ、同一八日には「評定所」から出頭の命令が下される。ここから「大寄合」は「評定所」のことを指すと考えられる。それは三月一二日に吟味が行われた場所を、「大寄合御評定所」と呼称していたことからうかがえる。またのちの差紙にあたる「御切紙」が評定所から送られてはじめて赴くというシステムが、このころから実施されたことが明らかとなる。

同一二日は「大寄合」で対決が行われ、老中の松平伊豆守信綱より多田村の二〇〇石分の田へ水を掛けるようにとの裁許の案文を出すように原木村は指示をうける。しかし、原木村は「御請ヶ申儀成間敷」とその案への拒絶を表明した。

同年閏四月二五日には、双方が評定所へ出席し、勘定頭曾根・伊丹と町奉行神尾の三人が参加した。²⁴

（史料七）

（前略）

一 申ノ閏四月廿五日ニ御評定所江双方罷出候へハ、曾根源左衛門様・

伊丹蔵人様・^{（神尾）}神野備前様御三人衆御出被成候而、原木村・多田村之

田方何程有之候と御聞被成、其上北条三ヶ村之田方高を御聞候而、

此上ハ何事を申上候而も聞不申候間、両方ハ可罷立候、両之手代十

郎兵衛・善兵衛計置、^①是ハさはきにてハ無之候、頓而御檢使之衆被

表5 伊豆国原木村と多田村水論一件にみる評定所の動き

年	年月日	場 所	参 加 者	内 容
承応3年 (1654)	8月	—	—	多田村が原木村支配代官の伊奈忠公へ訴状を提出。その後伊奈より、多田村に水を引かせるべき「筋目」がないとして訴えを退ける。
承応4年 (1655)	1月29日	—	—	多田村が江戸の奉行所へ訴状を提出。
	2月9日	「伊丹藏人様御寄合」	伊丹(勘)	原木村より論所の絵図を提出。
	2月18日	「村越治左衛門様之御寄合」	村越(勘)・曾根(勘)・伊丹(勘)	吟味の結果、多田村へ水を引かせないとする原木村の主張を認める裁許が下る。幕府より「御証文」(裁許状)が下される。
明暦元年 (1655)	6月9日	「村越治左衛門様御寄合」	村越(勘)	再び多田村が訴え、寄合で吟味。
	6月13日	「内聞」	曾根(勘)	曾根より「内聞」あり。
	6月18日	「伊丹藏人様之御寄合」	伊丹(勘)	両村の手代に見分を命じ、両村に起請文を書かせ、原木村は多田村へ一度も水を引かせてない旨を起請文に書き江戸へ持参。
明暦2年 (1656)	3月9日	「曾根源左衛門様御寄合」	曾根(勘)のみ	両村の手代も参加し対決。
	3月12日	「大寄合御評定所」	阿部(老)	内々で済ませよう阿部は曾根らに命じるのみで吟味なし。
	3月16日	—	—	曾根より代官伊奈忠公へ原木村提出の「絵図目安」が返還され「大寄合」へ出頭するよう申し付けられる。
	3月18日	「評定所」	—	評定所に出頭するが、「御聞不被成」と吟味なし。
	3月22日	「大寄合」	松平伊豆(老)	多田村へ水の「才覚」をするようにと請書の案文が原木村へ提示されるが、原木村は拒否。
	閏4月25日	「御評定所」	曾根(勘)・伊丹(勘)・神尾(町)	検使が来るまで、多田村へ分水するよう原木村は提案をうける。しかし検使がしばらく来ないと知り、5月6日に再び訴状を提出。
	7月4日	「御評定所」	曾根(勘)・伊丹(勘)・神尾(町)・石谷(町)・松平(寺)・北條(大)	再度多田村への分水の提案を原木村は拒否する。周辺六ヶ村は、江川殿が葦山城周りの堀を新田にしたため水が不足し、多田村のものが原木村の水を望んでいると申し上げた。
	7月22日	「大寄合」	阿部(老)・村越(勘)	双方の対決の結果、多田村の新田をつぶし水を溜め、原木村の水は無用とする原木村の主張を認める裁許が仰せ付けられる。

註：史料は『葦山町史 第五卷(下)』P290～294「多田村・原木村水論=付而御公儀様江度々出申覚」。参加者は勘定頭伊丹勝長・同曾根吉次・同村越吉勝・町奉行神尾元勝・同石谷貞清・寺社奉行松平勝隆・大目付北條氏長・老中阿部忠秋・同松平信綱を略して記した。なお承応4年は4月13日に明暦元年と改年した。

遣候間、其内扱ニ候間合点可申候、原木・多田と番水ニ仕、五日ニ一日宛多田村江水やらせ可申と、両手代江御切紙無判ニ被成御出シ候ニ付而、多田村之者共罷婦り公事ニ勝チ申由申、原木村之石せきとりくずし、稲かき溝きわひろけ、新せきを仕、水取申候由飛脚参候間、我等ハ其ま、江戸ニ罷有、御檢使衆之何時伊豆国江御出被成候を承候而罷有候間、御檢使之衆北条安房守様・渡辺半右衛門様ニ伊参兵藏様御聞被成候へ者、伊豆国江御檢使之沙汰不為存候と御申候上、則御公儀様江御訴訟可申上と存、目安書五月六日ニ上ケ、其日ニ御裏判を取、同八日之晚多田村江付ケ申候事

三人は、用水にかかわる村々の田の石高を聞いたのみで、双方の村人を評定所から退去させた上で、論所へ檢使が派遣されるまでの間の調停として、五日のうち一日原田村へ水を配ることを両者の手代へ命じている。ただ曾根らは「是ハさはきにてハ無之」と裁許でないことを念押しした上で、以上の裁定を「切紙」という文書で出している(傍線①)。先述の「切紙」は評定所への召還を促すいわゆる差紙であったことから、この「切紙」も無判とはいえ評定所の構成員が連名した裁許状のような形式のものであっただろう。これが出されたことで、多田村の者は公事に勝ったと思ひ、原木村の用水堰の石などを切り崩すなどの行動を実行している。

また評定所で檢使が派遣されるとの話をつけて、原木村の支配代官である伊奈忠公が、檢使の大目付北條氏長や新番頭渡辺綱貞へ来村の時期を確認したところ、彼らは伊豆国へ行く予定はないと答えた。その話を聞き原木村ではただちに奉行所へ訴状を提出し、その日のうちに目安裏書を受領している(傍線②)。檢使が来るまでの暫定的な「扱」にいらだちを見せる村の動向とともに、何度も目安裏書を与えて評定所で吟味を行わなければ

いけない幕府の苦惱もうかがえる。

七月四日再び「御評定所」で吟味が行われた。参加者は勘定頭曾根・伊丹、町奉行神尾・石谷貞清、寺社奉行松平勝隆、大目付北條氏長の六人。再度原木村は、多田村へ分水する案を拒否する。原木村の主張に対して、その場へ同席していた隣村六ヶ村は、今まで豊富だった水が不足したのは、「江川殿」が旧葦山城の水堀をみな新田にしたためだと証言している。(史料八)

(前略)

一同廿二日大寄合ニ而、阿部豊後守様、村越治左衛門様双方御聞被成、其上原木村者大村、多田村者小村ニ候間、小村を殺シ大村を助け可申候、水一すいも遣り不被可申と御意被成、其上葦山古堀之新田何程有之儀御尋被成候へ者、式町程御座候得共、其内廿六年以前方御年貢出シ候新田御座候与江川殿手代善兵衛申候、我等ハ新田五町之上御座可有と申上候へハ、其れは何ほと候而も新田之儀ニ候間、皆つぶし水を留メ、式百石之日損場古田ニ候間、用水ニさせ可申と阿部豊後守様御意被成、原木村之水者無用ニ候と被仰付、相済申候御事

七月二日の「大寄合」には老中阿部と村越が参加。結局隣村六ヶ村の主張を取り入れ、江川が築いた新田をすべて潰して水を溜めて、その水を多田村の用水にするよう阿部は申し付け、その結果原木村の水は必要ではないとして、この一件は決着を迎える。

以上水論をめぐる一件から、承応から明暦期の評定所での吟味の実態を検証した。

評定所の寄合の形式については、以下の点が確認できた。まず①「御寄

「合」はいわゆる担当奉行のみによる内寄合という形式である点。つきに②「評定所」は、勘定頭・町奉行・寺社奉行・大目付などの構成員により吟味が行われた点。③の「大寄合」が、「大寄合御評定所」という表現から、評定衆に老中が参加する形式の寄合だった点の以上である。であるならば、②は老中の参加しない評定所寄合のことを指すようで、この時期に老中が参加しない評定所寄合の存在が明らかとなる。

おわりに

以上寛永期・慶安期・明暦期の一六三〇年代から五〇年代にかけて、評定所における吟味の実態を概観した。まず「評定所」の呼称とその場所について検証した。その結果、当初は「寄合場」という呼称が、一六五〇年代以降に「評定所」という呼称が用いられ始める点を指摘した。次に評定所における吟味の実情を明らかにした。既に寛永期の段階から、後年のように、評定所の場で尋問をうけるという形式が行われていた点や、場合によって老中が吟味をしないなど、明暦期における老中の吟味のあり方などが浮き彫りとなった。ただ明暦期には、「是はさはきにてハ無之」として内々の裁許を命じたりなど、公的な場としての裁きではあってもなお私的な要素が多い点も明らかになった。本論では、評定所の呼称と実態を検証したが、それは「評定所」という呼称が一般的になってもなお私的な要素を払拭しきれていない吟味の実態を明らかにしたと言っても過言ではない。そのような意味で評定所が公的な装いを帯びる時期の検討は重要である。今後の課題について、一六六〇年以降つまり寛文期以降どのように評定所の吟味が変化したのかを検証する必要がある。²⁵ 裁許状の形式から見ると、

寛文三年（一六六三）以降、勘定頭・町奉行・寺社奉行のいわゆる三奉行が連判する裁許状へとその書式が変化する。また寛文八年以降、老中が評定所の吟味にあまり参加しなくなるなど、三奉行による吟味・裁許体制へと変化する時期である。

また、寛永期の家光による親裁など幕政との関わりについては更なる検討が必要となる。以上、多くの課題を残しつつここで擱筆する。

註

- (1) 石井良助『近世民事訴訟法史』（創文社、一九八四年）二二四頁。
- (2) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）四三〇頁。
- (3) 山本博文「幕藩権力の編成と東アジア」（『歴史学研究』第五八六号、一九八八年）。のちに『幕藩制の成立と近世の国制』（校倉書房、一九九〇年）に再収。寛永一六年四月二〇日の大寄合について、「城中では評定所において大寄合が開かれており」と山本氏は説明しているが、江戸城中に評定所があるとする主張は再検討を要すると筆者は考える。
- (4) 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』（校倉書房、一九九〇年）一五九頁。
- (5) 藤井前掲二二五頁。
- (6) 杉本史子「『百姓公事』の位置」（『新しい近世史2』新人物往来社、一九九六年。再収『領域支配の展開と近世』山川出版社、一九九九年）。
- (7) 拙稿①「近世前期の幕府裁許と訴訟制度―関東地域における山論・野論を中心に―」（『徳川林政史研究所研究紀要』第三八号、二〇〇四年）。
- (8) 『撰要類集』第一（統群書類従完成会、一九六七年）二七七頁。
- (9) 『徳川禁令考 後集第一』（創文社、一九五九年）七頁。
- (10) 藤井氏前掲註二二四頁参照。
- (11) 『御当家令條』五一九。「御触書寛保集成」一三三號文書。
- (12) 藤井氏前掲註二二五頁参照。

- (13) 『御触書寛保集成』一一一。
- (14) 藤井氏前掲註二二七頁参照。
- (15) 以下この一件については、特に断りのない限り、『相良町史 資料編近世(二)』一三八―二四二の史料を出典とする。
- (16) 『寛政重修諸家譜』によれば、寛永二三年「御勘定の惣奉行」になり、同一年「評定衆のうちにして民間の訴訟をあづかりきく」とある。
- (17) この会津・越後国境争論はことわりのない限り、『小出町歴史資料集 第一集(近世銀山編)』を出典とする。
- (18) 『小出町歴史資料集 第二集』五四―五七頁。
- (19) 『群馬県史 資料編12 近世4 北毛地域2』三八四頁など。
- (20) 『佐原市史 資料編別編一 部冊帳前巻』二七頁。
- (21) 『御触書寛保集成』二五五〇。直接評定所へ訴えるよう指示している点は、この時期特有なあり方としても興味深い内容である。関連するものとして同書七一七、慶安元年(二六四八)四月の法令には、「江戸御評定」という文言がある。

また『御当家人令條』(『近世法制史料叢書 第二 弘文堂書房、一九三九年)五一七に慶長一九年(一六一四)二月の法令に「於評定所」とあるが、寛永以前のもので意味合いが異なると考えられる。

(22) 『千葉縣史料 近世編 安房国下』四二四頁。「乍恐書付以申上候」。

(23) 『神奈川県史 資料編八 近世(五下) 旗本領・寺社領』二八六五頁。

(24) 『葦山町史 第五卷(下)』二九二頁。「多田村・原木村水論ニ付而御公儀様江度々出申覚」。

(25) その一端を論所に派遣された検使の就任者とその性格の変化から、寛文期から正徳期までの幕府裁許の特質を指摘した。拙稿②「近世の論所裁許と検使見分―裁許決定過程の検証とその転換―」(『栃木史学』第二二号、二〇〇八年)。

(付記)

本稿作成にあたり、平成一七―一九年度文部科学省科学研究費若手研究(B)「江戸幕府法支配の研究」(研究代表者 宮原一郎)の成果の一部を用いた。